

上に関わる指標はあるのか。そのような指標はなく、女性の全労働時間の長さを解決する指標もない。

生活改善運動から地域に影響のある、実力もあるスーパーウーマンが育成されているが、権利意識、人権意識が育っていない。そこには、根強い性別分業意識、トラブル回避、目先の効果、普遍的課題の分離、生活水準の向上等の現実だけでなく、男性意識を変える政策を展開できず、男女平等の生活像を共有できなかった行政の問題もあった。

現在、家族経営協定が推進され、男女間賃金格差解消のための研究会が設けられ、税制・社会保障制度改革が検討され、男女平等認識が浸透する中、バックラッシュも見られる。農水省では「生活改善課」が1990年に「婦人・生活課」となり、2000年には「女性・就農課」「普及課」となり、「生活」の文字が消えた。普及員・専門技術員を合体させた専門員制度が敷かれ、その数の減少が囁かれる中、女性農業者は、必要な支援を何処からどのように得るのだろうか。

(文責 中道仁美)

【循環利用プロジェクト】  
特別研究会報告要旨(2003年2月18日)

## 中国における生態環境と調和した 農業発展の模索について

(中国農業部農村経済研究中心) 劉 光明

### 1. 中国における農業環境政策の位置づけ

資源、制度、社会的な要求そして農産物の需給状況を背景として、現段階の中国における農業環境政策の位置づけを試みる。

### 2. 基本農業政策と農業環境政策との調和

基本政策である「農村と都市との均衡の取れた発展」という中長期社会発展政策および「農業構造調整政策」という農業基本政策との

調和を基本において、代表的な農業環境政策の一つである「退耕還林(草)」政策の分析を行う。

### 3. 現行政策の限界と課題

農業環境政策に示される農業政策およびその施行方法の変化、農業環境政策の抱える問題について検討を試みる。

【農村活性化プロジェクト】  
特別研究会報告要旨(2003年2月19日)

## 日本の有機農業をめぐる法と政策

(埼玉大学) 本城 昇

日本の有機農業に対する施策は、表示規制のみが突出し、表示規制以外の施策がほとんど整備されないままの状況にあり、その施策は、総合性を欠いたものとなっている。日本の有機農業の発展は、EUと比べて遅れているが、それは、こうした政策状況が関係している。

日本の農業を農薬・化学肥料多投型に変えた一因は、消費者側が圃場の自然条件や地域自給を配慮しない食生活の便利さを享受してきたことにある。農産物の生産者と消費者は、取引によって結ばれているが、相手方の立場を考慮していないという断絶があり、分断されている。消費者側の前記行動は、そうした分断のあらわれである。農薬・化学肥料の使用から脱却し、有機農業の発展を図ろうとするためには、消費者側の協力を得て、この分断を改善しようとする必要がある。すでに、環境政策の分野では、廃棄物問題に典型的に見られるように、最早、関係する当事者のうち一部の当事者だけに責任を担わせるのではなく、関係する全当事者が役割を分担し、連携・協力するパートナーシップの形成が必要であるとされている。この環境問題における構図は、正に有機農業政策の分野にも